

災害防止協力会会則

2014 年 12 月 24 日改訂

2025 年 05 月 15 日改訂

東急リニューアル株式会社災害防止協力会

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 名称は、東急リニューアル株式会社災害防止協力会(以下本会という)と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、東急リニューアル株式会社(以下会社という)とともに作業現場内の労働災害防止と会員相互の互助を行い、併せて会員各社の体質の強化を図り、共に共存共栄を目指すことを目的とする。

(所在地)

第 3 条 東京都渋谷区渋谷 1-16-14 渋谷地下鉄ビル 5 F
東急リニューアル株式会社 事業統括部内
電 話 03-5466-5001
E-mail saiboukyou@tokyu-renewal.co.jp

(会員)

第 4 条 本会の会員は、会社と取引をする全ての会社及び個人事業主(以下協力会社等という)のうち、労務請負協力会社等および外注契約協力会社等(資機材のみの納入業者および輸送業者を除く)で次のものとする。

1) 正会員

原則として会社と 2 年以上の取引があり、会社の推薦を受け役員会の承認を受けた協力会社等。

2) 準会員

前号の正会員を除く協力会社等。

(事務局)

第 5 条 本会は、会社本社内に事務局を設置する。事務局の業務は、次の通りとする。

- 1) 総会及び役員会の庶務
- 2) 会議の記録の作成及び保管
- 3) 本会の予算並びに会計事務の処理
- 4) 会員名簿の作成
- 5) その他、本会の目的に必要な事項
- 6) 西日本支部の運営補佐を行う

(業務)

第 6 条 本会は、第 2 条の目的を達成する為に、会社と密接な連繫を保ち次の業務を行う。

- 1) 安全の管理に関する事項
- 2) 弔慰金の納付に関する事項
- 3) その他目的達成に必要な事項

(遵守義務)

第 7 条 本会会員は、本会の目的達成の為会則を遵守し、相互に協力しなければならない。

第 2 章 組織

(役員)

第 8 条 本会役員は、次の通りとする。

- | | |
|---------|-----|
| 1) 会長 | 1 名 |
| 2) 副会長 | 1 名 |
| 3) 会計幹事 | 1 名 |
| 4) 監査幹事 | 1 名 |
| 5) 役員 | 若干名 |

(役員を選出)

第 9 条 本会の役員は、正会員の中から選出する。

(任務)

第 10 条 役員の任務は、以下の通りとする。

- 1) 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに役員会を主宰し、総会ならびに役員会の議長を務めるものとする。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長が任務に支障をきたす事由が生じた場合は、その任務を代行する。
- 3) 会計幹事は、本会の会計を行う。
- 4) 監査幹事は、本会の監査を行う。
- 5) 役員は、他の役員の会務を補佐する。
- 6) 役員は教育・安全・総務・レクリエーション等の任務を担うものとし、定期的に活動の報告をする。

(任期)

第 11 条 役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

(運営)

第 12 条 本会は、会の運営その他重要事項について、会社の社長・役員・関係部課長より意見及び助言を受ける。

第 3 章 会議

(議決)

第 13 条 本会の会議は、その会議の構成員（正会員）のうち、過半数の出席で成立し、過半数で議決する。

(議決権の代理行使)

第 14 条 本会の会議の議決権を代理行使する場合は、当該会議の構成員（正会員）たる出

席者に委任できる。

(開催時期)

第15条 本会の会議は次の通りとする。

1) 総会

総会は、定期総会および臨時総会とする。定期総会は、年一回開催とし、定期総会・臨時総会は会長が招集する。

2) 役員会

役員会は、会長、副会長、会計幹事、監査幹事、役員をもって構成し、必要に応じて開催し、会長が招集する。

3) 記録の保存

会議の決定事項は文書で記録し、事務局に保存する。

第4章 会計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

本会の収支決算において、余剰金のある場合、又は欠損金のある場合には、次年度に繰り越すものとする。

(承認)

第17条 本会の予算、又は決算は総会において正会員の承認を得なければならない。

予算に定められたものを除き、必要な会計措置が生じた場合は、役員会の承認を得なければならない。

(会費等)

第18条 会員は、会の運営を維持する為に次の会費等を納めるものとする。尚、納めた会費等は、原則として返却しないものとする。

1) 通常会費

会社への毎月の請求額に次の徴収率を乗じた額。

- ・ 労務請負協力会社等は請求額の 0.1% (百万円に対して 1,000 円)
- ・ 外注契約協力会社等は請求額の 0.06% (百万円に対して 600 円)

納入方法は請求額に対して自動的に差引くものとする。

2) 年会費 (正会員のみとする)

年会費は 12,000 円とし、6 月末日までに事務局へ全額を納入するものとする。会計年度中に正会員となった場合は、月割りとする。

3) 特別会費

その他必要がある場合には、役員会の承認に基づく特別会費を事務局へ納

入するものとする。

(弔慰金)

第19条 弔慰金は、本会の会員並びに会員の家族の弔慰に関しては次の通りとする。また、弔慰金等の申請については受給申請書を提出し、会長を通して会員に支給するものとし、請求期限は支給事実発生日より起算し3ヶ月以内とする。

- 1) 会員代表者の死亡 弔慰金と生花1基 合計5万円以内
- 2) 会員代表者の両親・配偶者の死亡 弔慰金と生花1基 合計3万円以内
- 3) 会員の従業員で会社の施工する工事において被災し死亡した場合
弔慰金と生花1基 合計100万円以内
- 4) その他会長が必要と認めるもの

第5章 その他

(会員資格の喪失)

第20条 本会の正会員は、次の事由により会員資格を失う。

- 1) 除名
- 2) 倒産・合併
- 3) 脱会

(除名)

第21条 正会員が次の事由に該当する場合は、役員会の承認により除名することができる。

- 1) 年会費の支払いを1年以上遅延した場合。
- 2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあった場合。

(脱会)

第22条 正会員で脱会の意志のあるものは、その理由を会長に示し、脱会届けを提出する。

附則

(施行月日)

本会則は2025年5月15日総会をもって改訂と致します。